

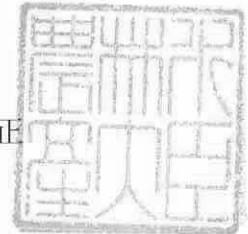
日本農林規格の確認について

「生産情報公表豚肉」

平成25年8月28日

農林物資規格調査会 殿

農林水産大臣 林 芳正



日本農林規格の制定等について（諮問）

下記1に掲げる日本農林規格の制定、下記2から5までに掲げる日本農林規格の改正並びに下記6及び7に掲げる日本農林規格の確認を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条第5項（同法第9条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

- 1 直交集成板の日本農林規格
- 2 乾燥スープの日本農林規格（昭和50年5月30日農林省告示第602号）
- 3 ドレッシングの日本農林規格（昭和50年10月4日農林省告示第955号）
- 4 醸造酢の日本農林規格（昭和54年6月8日農林水産省告示第801号）
- 5 合板の日本農林規格（平成15年2月27日農林水産省告示第233号）
- 6 生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成15年10月31日農林水産省告示第1794号）
- ⑦ 生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成16年6月25日農林水産省告示第1219号）

生産情報公表豚肉の日本農林規格の見直しについて（案）

平成 25 年 9 月 4 日

農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条の規定及び「JAS 規格の制定・見直しの基準」（平成 24 年 2 月 24 日農林物資規格調査会決定）に基づき、生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成 16 年 6 月 25 日農林水産省告示第 1219 号）について、特色規格の性格を有するものとして所要の見直しを行う。

2 内容

生産の実情等を踏まえ、現行の生産情報公表豚肉の日本農林規格については改正点はなく、適正であると確認する。

生産情報公表豚肉の日本農林規格に係る規格調査の概要

1 品質の現況

(1) 製品の流通実態

生産情報公表豚肉とは、識別番号ごとに豚肉の生産に係る情報をインターネットなどを利用して公表している豚肉のことである。

JAS 格付された生産情報公表豚肉は、「食卓から農場まで」顔の見える仕組みとして、豚肉の生産情報を消費者に正確に伝えていることを第三者が認証していることが特徴である。

主な流通経路は図1のとおりであり、通常の豚肉と同様である。

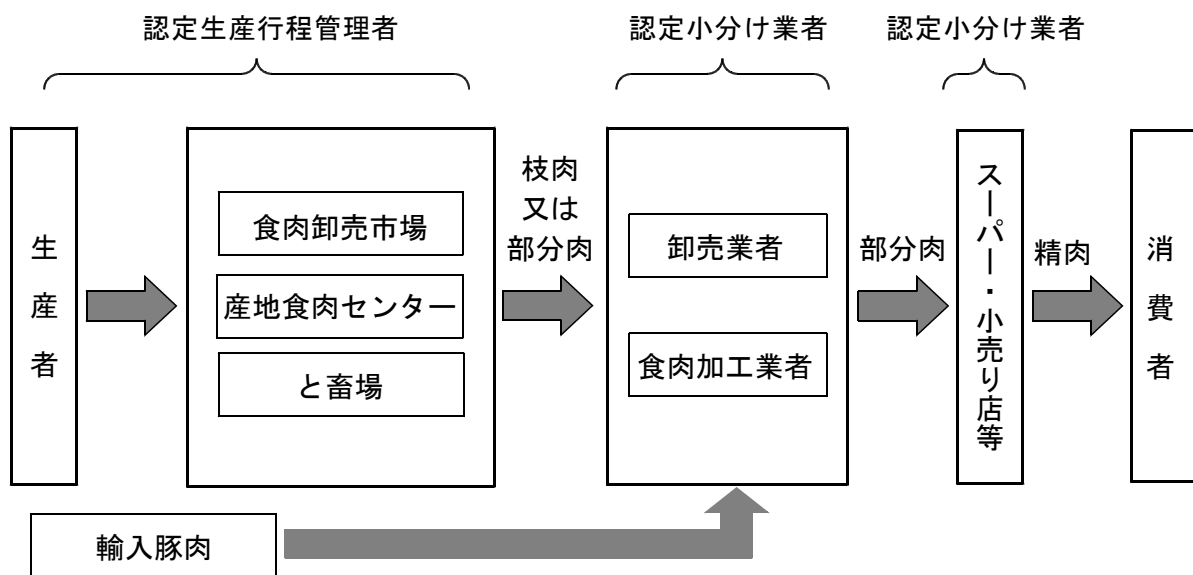


図1 生産情報公表豚肉の流通経路

JAS マークが付された生産情報公表豚肉を消費者まで流通させるためには、認定生産行程管理者が格付した枝肉又は部分肉を認定小分け業者が小分け処理し、小分け後の豚肉に JAS マークを付すことが必要である。

(2) JAS 規格の基準

生産情報公表豚肉の JAS 規格では、以下の豚肉の生産情報を個体識別番号又は豚群識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実在即して公表することを規定している。

- ①出生の年月日
- ②管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日
- ③豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日
- ④とさつの年月日

- ⑤と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地
- ⑥管理者が給餌した飼料の名称
- ⑦管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称

(3) 品質の実態

豚肉は、生鮮食品品質表示基準に基づき、名称、原産地及び内容量の表示が義務づけられているが、情報の公表に係る規定はない。

JAS規格では、名称に近接して「生産情報公表豚肉」と記載すること及び「個体識別番号」、「荷口番号」又は「豚群識別番号」、生産情報の公表方法を表示し、「出生年月日」、「管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始年月日」、「とさつ年月日」、「管理者が給餌した飼料の名称」及び「管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称」等の情報をファックス、ホームページ等で公表することが規定されている。

2 生産の現況

(1) 生産の状況

平成23年度の豚肉の国内生産数量は1,278,000トン、輸入量は1,198,000トンである。国内生産数量の1,000トンは海外に輸出され、国内供給量は2,475,000トンである（表1）。

輸入量は、国内供給量の約50%を占めている。

表1 生産数量の推移（平成19年度～平成23年度）

（単位：トン）

	H19年度 (A)	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (B)	増減 (B)－(A)
国内生産数量 (a)	1,246,000	1,260,000	1,318,000	1,276,000	1,278,000	+32,000
輸入量(b)	1,126,000	1,207,000	1,034,000	1,144,000	1,198,000	+72,000
輸出量(c)	1,000	3,000	3,000	1,000	1,000	0
国内供給量 (a)＋(b)－(c)	2,371,000	2,464,000	2,349,000	2,419,000	2,475,000	+104,000

※ 国内生産数量、輸入量、輸出量：農林水産省「食糧需給表」（枝肉換算）

(2) 格付の状況

① 認定生産行程管理者による格付

平成23年度の格付数量は210トンであり、平成19年度と比べると997トン減少している。

過去5年間の生産情報公表豚肉の格付率は0.01～0.05%である。

平成23年度の認定生産行程管理者数は5者であり、平成19年度と比べると、7者減少している。また、認定生産行程管理者のうち、2者がJAS格付を実施している。

表2 認定生産行程管理者における格付状況の推移（平成19年度～平成23年度）
（単位：トン）

	H19年度 (A)	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (B)	増減 (B)－(A)
格付数量 (a)＋(b)	1,207	398	232	492	210	－997
枝肉(a)	1,207	397	202	466	210	－997
部分肉(b)	0	1	30	26	0	0
格付率(%)	0.05	0.02	0.01	0.02	0.01	－0.04
認定生産行程 管理者数(者)	12	10	6	7	5	－7

※ 認定生産行程管理者数、格付数量：農林水産省（消費・安全局表示・規格課）
調べ

格付率(%)：格付数量(部分肉ベース)／国内供給量(部分肉ベース)×100

格付数量(部分肉ベース)＝枝肉格付数量×0.7*＋部分肉格付数量

国内供給量(部分肉ベース)＝国内供給量(表1)×0.7*

(*：枝肉から部分肉に換算する係数)

② 認定小分け業者による格付の表示

平成23年度は格付表示実績はない。格付表示は平成20年度までは行われていた。平成23年度の認定小分け業者数は6者であり、平成19年に比べると7者減少している。

表3 認定小分け業者及び格付表示状況の推移（平成19年度～平成23年度）
（単位：トン）

	H19年度 (A)	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (B)	増減 (B)－(A)
格付表示数量	37	0.2	0	0	0	-37
認定小分け業者数（者）	13	9	6	7	6	-7

※ 認定小分け業者数、格付表示数量：農林水産省（消費・安全局表示・規格課）調べ

（3）規格の利用状況

JAS格付品（以下「JAS品」という。）とJAS品以外のもの（以下、「非JAS品」という。）について、公表されている生産情報の内容等を調査した。市場卸、流通業者及び実需者が取り扱った非JAS品に、JAS規格で定められている生産情報を公表しているものが一部あった。

3 取引の現況

（1）取引の状況

生産情報公表豚肉は、通常の豚肉同様、と畜場で処理され、枝肉に加工される。枝肉は衛生面を考慮し、と畜場に併設される部分肉工場などで部分肉等にカットされて流通する場合が多い。

卸売市場において、セリにかけられるものと市場を通さず相対取引される場合があるが、市場での取引の割合が多い。

（2）規格の利用状況

流通業者がJAS品を取扱う主な理由としては、取引先からのニーズに応え、品揃えを豊かにするためであった。

4 使用又は消費の現況

（1）使用又は消費の状況

平成21年度以降、認定小分け業者における格付表示実績がないことから、消費者向けにJASマークを付した生産情報公表豚肉は流通されていない。

（2）規格の利用状況

今まで生産情報公表豚肉を取り扱ったことがある惣菜メーカー、外食等の実

需者は、他の商品との差別化、販売促進などの理由から、生産情報公表豚肉を使用していた。

5 将来の見通し

過去5年間に生産情報公表豚肉の格付数量は減少傾向にある。複数の認定生産行程管理者が格付を行っていることから、認定生産行程管理者数及び認定小分け業者数については、大きく変動しないものと見込まれる。

6 国際的な規格の動向

生産情報公表豚肉に関するCodex規格等の国際的な規格は制定されていない。

生産情報公表豚肉の日本農林規格の確認案の概要

1 規格の位置付け

生産情報公表豚肉の日本農林規格は、一般的な豚肉と比べ生産情報を公表していることに特色があり、生産行程が相当程度明確化していることから、「特色規格」として位置付けられる。

2 確認案の概要

生産の実情等を踏まえ、現行の生産情報公表豚肉の日本農林規格については改正点はなく、適正であると確認する。

生産情報公表豚肉の日本農林規格

制 定 平成16年 6 月25日 農林水産省告示第1219号
 改 正 平成18年 2 月28日 農林水産省告示第 210号
 最終改正 平成20年11月11日 農林水産省告示第1612号

(目的)

第1条 この規格は、生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
生産情報	豚肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 出生の年月日 (2) 管理者（豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。以下同じ。）の情報を公表する場合にあっては、当該認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日） (3) 豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (4) とさつの年月日 (5) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地 (6) 管理者が給餌した飼料の名称 (7) 管理者が使用した動物用医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第49条の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第83条の4第1項又は第83条の5第1項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品に限る。以下同じ。）の薬効別分類及び名称
生産情報公表豚肉	次条及び第4条の規格に適合する豚肉をいう。
個体識別番号	豚の個体を識別するために必要な番号又は記号で認定生産行程管理者が豚ごとに定めるものをいう。
豚群識別番号	同一の生産情報（出生の年月日及び飼養の開始の年月日を除く。）を有する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの（以下「豚群」という。）を識別するために必要な番号又は記号で認定生産行程管理

	者が豚群ごとに定めるものをいう。
--	------------------

2 前項の表生産情報の項(7)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 麻酔剤
- (2) 催眠鎮静剤
- (3) 解熱鎮痛消炎剤
- (4) 鎮痙剤
- (5) 自律神経剤
- (6) 強心剤
- (7) 鎮咳きよ痰剤
- (8) 利尿剤
- (9) (6)から(8)までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤
- (10) 整胃腸剤（止瀉、吸着、消泡剤を含む。）
- (11) ホルモン剤
- (12) 子宮収縮剤
- (13) サルファ剤
- (14) 合成抗菌剤
- (15) 抗原虫剤
- (16) 抗生物質製剤
- (17) 内寄生虫駆除剤
- (18) (13)から(17)までに掲げる薬剤以外の寄生性皮膚疾患用剤
- (19) ワクチン
- (20) 抗血清
- (21) (19)及び(20)に掲げる薬剤以外の生物学的製剤
- (22) (1)から(21)までに掲げる薬剤以外のその他の薬剤

（生産情報公表豚肉の規格）

第3条 生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準は、生産情報を一頭ごと又は一豚群ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。ただし、いずれの豚（豚群を含む。）から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認定生産行程管理者の荷口ごとに事実即して公表することができる。

第4条 生産情報公表豚肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(3)に掲げる事項にあっては、生産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 個体識別番号又は豚群識別番号 (2) 前条ただし書の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合にあっては、個体識別番号又は豚

	群識別番号に代えて荷口番号（当該荷口を識別するために必要な番号又は記号をいう。以下同じ。） (3) 生産情報の公表の方法
表示の方法	生鮮食品品質表示基準（平成１２年３月３１日農林水産省告示第５１４号）第３条第１項第１号及び第４条の２第１項第１号に掲げる事項、個体識別番号、荷口番号、豚群識別番号並びに生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表豚肉」と記載すること。 (2) 個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号 小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

パブリックコメント等募集結果

生産情報公表豚肉の日本農林規格の確認案

○ 確認案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H25. 7. 22～8. 20）

(1) 受付件数 13件（団体1、個人12）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

生産情報公表豚肉の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要
及び意見に対する考え方について（案）

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
第2条 定義（生産情報）		
公表する生産情報にアニマルウェルフェア（快適性に配慮した家畜の飼養管理のことで、一般的に人間が動物に対して与える痛みやストレスといった苦痛を最小限に抑えるなどの活動により動物の心理学的幸福を実現する考えのことをいう。）に関する以下の情報を追加してほしい。 ・ 尾、歯の切断の有無 ・ 去勢の有無 ・ 妊娠豚用檻（ストール）使用の有無 ・ 1頭当たりの飼養面積 ・ 放牧の有無 ・ 出荷、と殺の際の配慮の有無 等	12	アニマルウェルフェアに関する情報の追加については、消費者、生産者、実需者等から意見を聴いた上で、当該情報の公表の是非、実行可能性等を検討して規定する必要があります。現時点ではこれらの検討が行われていないことから、現行どおりとします。 なお、本規格で定められている生産情報以外の情報を事実即して公表することは可能です。

* その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係のないものでしたので御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。